

平成十四年政令第二百九十五号

確定給付企業年金法附則第二十八条第二項の政令で定める額等を定める政令

内閣は、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）附則第二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（掛金納付月数の通算に係る額）

第一条 確定給付企業年金法（以下「法」という。）附則第二十八条第二項の政令で定める額は、次に掲げる額を合算して得た額のうち、同条第一項に規定する引渡金額の範囲内で最高の額とする。

一 別表の上欄に定める金額（その金額に応じ同表の下欄に定める月数が、法附則第二十八条第一項に規定する退職金共済契約の被共済者となった者の適格退職年金契約に係る移行適格退職年金受益者等であった期間の月数を超えないものに限る。）に当該退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額を千円で除して得た数を乗じて得た金額

二 当該退職金共済契約の被共済者が当該退職金共済契約の効力が生じた日に退職したものとみなして中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第十条第二項第三号ロの規定により支払われる金額を考慮して厚生労働省令で定める金額（通算月数）

第二条 法附則第二十八条第二項の政令で定める月数は、別表の上欄に定める金額に応じ同表の下欄に定める月数とする。

（残余の額を有する場合の退職金の額の算定に係る利率）

第三条 法附則第二十八条第三項第一号の政令で定める利率は、中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第八十八号）第八条に規定する利率とする。

附 則

この政令は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十九号）の施行の日（平成十四年十一月一日）から施行する。

附 則（平成一六年一〇月二〇日政令第三二〇号）

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

別表（第一条、第二条関係）

金額	月数
一、〇一〇円	一月
二、〇三〇円	二月
三、〇六〇円	三月
四、一一〇円	四月
五、一六〇円	五月
六、二三〇円	六月
七、三一〇円	七月
八、四一〇円	八月
九、五二〇円	九月
一〇、六四〇円	一〇月
一一、七八〇円	十一月
一二、八九〇円	十二月
一三、九六〇円	一三月
一五、〇四〇円	一四月
一六、一三〇円	一五月
一七、二二〇円	一六月
一八、三二〇円	一七月
一九、四二〇円	一八月
二〇、五三〇円	一九月
二一、六五〇円	二〇月
二二、七六〇円	二一月
二三、八九〇円	二二月
二五、〇二〇円	二三月
一、〇〇〇円に一から一二までの各整数を順次乗じて得られる額にそれぞれ二五、〇二〇円を加えた額	上欄の額につきそれぞれ上欄で乗じた整数の月数に二三月を加えた月数
一、〇一〇円に一から一二までの各整数を順次乗じて得られる額にそれぞれ三七、〇六〇円を加えた額	上欄の額につきそれぞれ上欄で乗じた整数の月数に三五月を加えた月数
一、〇〇〇円に一から一二までの各整数を順次乗じて得られる額にそれぞれ四九、一三〇円を加えた額	上欄の額につきそれぞれ上欄で乗じた整数の月数に四七月を加えた月数
一、〇七〇円に一から一二までの各整数を順次乗じて得られる額にそれぞれ六一、〇九〇円を加えた額	上欄の額につきそれぞれ上欄で乗じた整数の月数に五九月を加えた月数
一、〇八〇円に一から一二までの各整数を順次乗じて得られる額にそれぞれ七三、八九〇円を加えた額	上欄の額につきそれぞれ上欄で乗じた整数の月数に七一月を加えた月数
一、〇九〇円に一から一二までの各整数を順次乗じて得られる額にそれぞれ八六、八一〇円を加えた額	上欄の額につきそれぞれ上欄で乗じた整数の月数に八三月を加えた月数
一、一〇〇円に一から一二までの各整数を順次乗じて得られる額にそれぞれ九九、八三〇円を加えた額	上欄の額につきそれぞれ上欄で乗じた整数の月数に九五月を加えた月数
一、一一〇円に一から一二までの各整数を順次乗じて得られる額にそれぞれ一一二、九六〇円を加えた額	上欄の額につきそれぞれ上欄で乗じた整数の月数に一〇七月を加えた月数
一、一二〇円に一から一二までの各整数を順次乗じて得られる額にそれぞれ一二六、二一〇円を加えた額	上欄の額につきそれぞれ上欄で乗じた整数の月数に一一九月を加えた月数

一、五三〇円に一から一二までの各整数を順次乗じて得られる額にそれぞれ六四四、三二〇円を加えた額	上欄の額につきそれぞれ上欄で乗じた整数の月数に五一五月を加えた月数
一、五四〇円に一から一二までの各整数を順次乗じて得られる額にそれぞれ六六二、七〇〇円を加えた額	上欄の額につきそれぞれ上欄で乗じた整数の月数に五二七月を加えた月数
六八二、七七〇円	五四〇月